

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第22号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田
市条例第1号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		547,000円		564,000円	
別表第1中		492,000円	を	509,000円	に改
		450,000円		467,000円	
		」		」	

める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。